

令和8年度 学校いじめ防止基本方針

刈谷市立衣浦小学校

1 いじめの防止についての基本的な考え方

【定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第二条より）

- ・いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を学校全体に徹底する。
- ・いじめはどの児童にも起こりうる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳を守り、児童をいじめに向かわせないための未然防止に全ての教職員が取り組む必要がある。そして、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努め、学校全体で組織的に対応していく。また、保護者と適宜情報を共有し、適切な指導ができるようにする。
- ・未然防止の基本となるのは、温かい雰囲気の学級、学校づくりである。児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活でき、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくように努める。
- ・児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間とともに人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

（1）「いじめ・不登校対策委員会」の設置

- ・校長、教頭、教務主任、校務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭を中心に全職員で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー等を加える。
- ・学年主任会に「いじめ・不登校対策小委員会」を位置付け、児童の様子についての情報交換を行う。

（2）「いじめ・不登校対策委員会」の目的

- ・いじめの防止について共通理解する。
- ・いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えについて職員が共有し、いじめの早期発見・早期対応に努める。
- ・特定の教員が抱えこむことのないよう、組織として対応する。

（3）「いじめ・不登校対策委員会」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討する。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・生活アンケート結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する対応

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解決に向けた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解決したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ・全校で縦割り活動を日常的に取り入れ、思いやりの心、協力する態度を育てる。
- ・授業においては、伝え合う・聴き合う活動を大切にするとともに、他の生活場面においても、児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- ・日々の生活や活動の様子、生活アンケートや教育相談等から教師が児童の様子をよく把握し、その活動や努力を認め、自己肯定感を育むよう努める。
- ・教育活動全体を通して、道徳教育や人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。特に道徳の授業を要とし、学年の発達段階に応じた「いじめ防止」の授業で、児童一人一人が相手の立場になって考える道徳を行う。
- ・情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。学年の発達段階に応じて、全学年で、ネットモラルの学習を行う。

(2) いじめの早期発見の取組

- 「小さなサイン」を見つけるために、児童同士の関係で違和感や気になる変化はないか気を付けてよく見る。違和感や気になる変化がある場合は、すぐに担任及び学年教職員、総務（校長、教頭、教務主任、校務主任）に伝え、複数の教職員の目で「いじめの芽」がないか見守る。
- ・生活アンケートとそれを基にした教育相談を、学期に1回全児童対象に実施し、休み時間や放課後の雑談、普段の児童の様子や会話、相談内容からも児童の小さなサインを見逃さないように努める。
 - ・教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について日常的に相談しやすい環境を整える。
 - ・学校を支えている、支援員、学務員、事務職員、配膳員、教員業務支援員、理科アシスタント、語学指導員、PTAボランティアの方などからも、気になることや児童同士のトラブルについては、すぐに総務に情報を報告するように連携を図る。
 - ・①子ども相談センター、②すこやか教室、③こころの電話相談等、外部の相談機関を紹介し、児童や保護者が問題を抱えこまず、相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ・いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- ・被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ・加害児童には、加害児童の人的成長という教育的配慮の下、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- ・教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家や、警察署、児童相談センター等の関係機関との連携の下で取り組む。
- ・いじめが起きた集団への定期的な声かけや、人間関係の見守りを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

- ・ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察等関係機関とも連携して行う。
- ・いじめが解消している状態に至った場合も、被害児童及び加害児童を日常的に注意深く観察する。放課などの見守りを強化し、連絡を密にして、違和感や気になる変化があれば、すぐに担任、学年教職員、総務に伝える。

【児童や保護者から訴えがあった場合の具体的な動き】

- ・第一に児童や保護者の心に寄り添い、じっくりと話を聴いて詳しい内容を把握する。そして、学年教職員と総務で情報を共有し、連携して対応する。
- ・保護者とともに対応策を確認する。そして、すぐにいじめを止める対応を行う。
- ・関係する児童への聞き取りを、複数で丁寧に素早く行う。
- ・3日間を目安に聞き取りを行い、保護者に伝える。時間がかかるときは、その旨を保護者に連絡をする。
- ・加害児童に対して、何がいけなかったのか、どうしてそうなってしまったのかを十分に考えさせ、同じ過ちを繰り返さないように指導を行う。
- ・事実を基に、学年教職員（または総務）立会いのもと、謝罪及び話し合いをする。必要に応じて、保護者を含めた謝罪及び話し合いを行う。
- ・謝罪及び話し合いの後、加害児童が、本当に約束を守ることができるか、担任及び学年教職員、総務でしっかりと見守る。また、被害児童には、定期的に声をかけ、いじめが再発していないかどうか確認する。

【児童や保護者からの訴えがない場合でも、違和感や気になる変化を感じた場合】

- ・当事者の心に寄り添い、じっくりと話を聴いて心配事や困っていることはないか相談に乗る。
- ・いじめが認知された場合は、【具体的な動き】と同じように対応する。

（４）学級担任不在のサポートについて

- ・過去にあった心配なことやトラブルについて、学級担任に確認し、確実に引き継ぎ、見守りを行う。児童に心配なことがある場合は、声をかけ指導する。
- ・学級担任不在時にトラブルがあった場合は、学年教職員、総務に迅速に伝え複数の教職員で対応する。

4 重大事態への対応

- ・重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- ・学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- ・調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

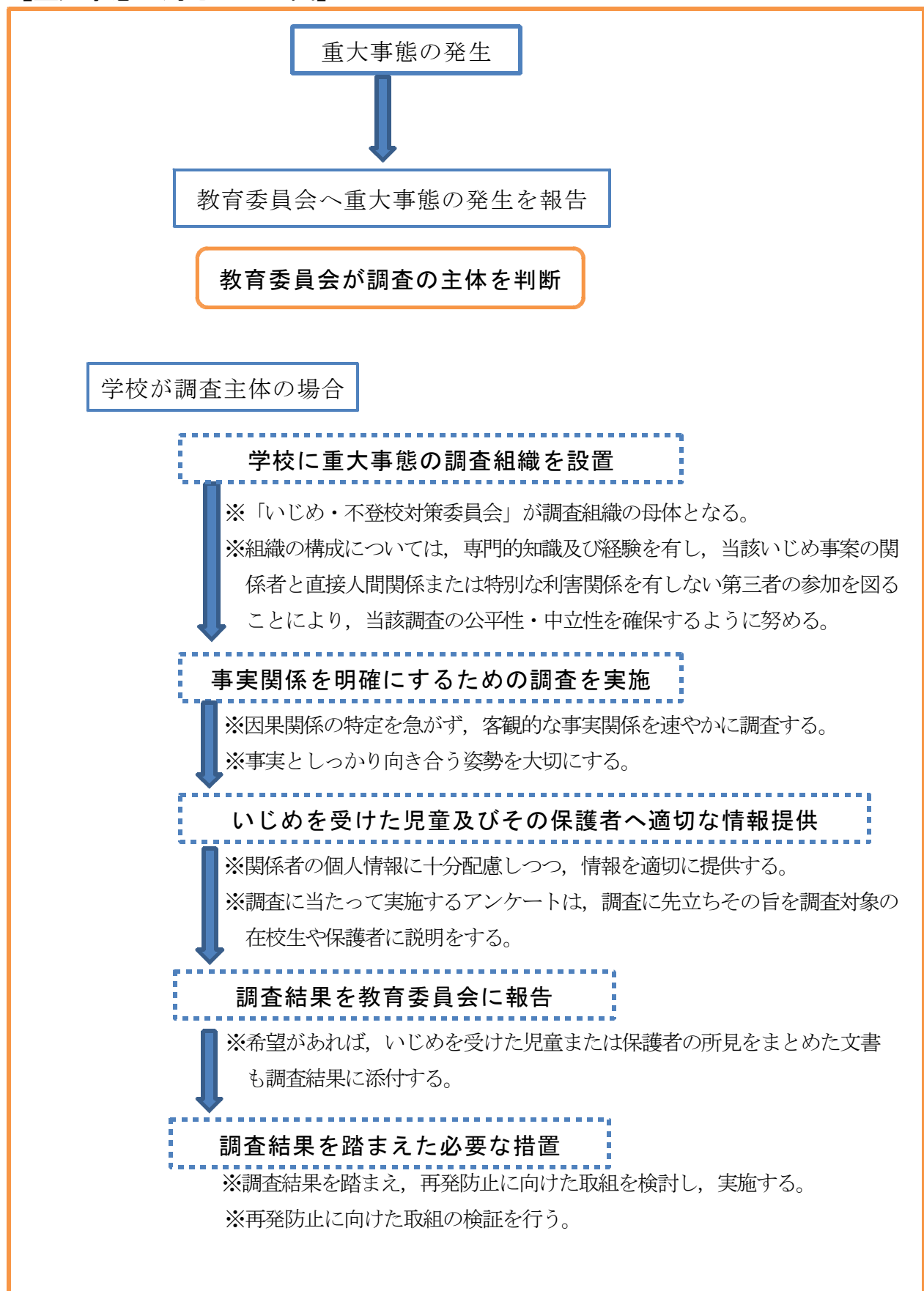
5 学校の取組に対する検証・見直し

- ・学校いじめ防止基本方針を始めとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- ・いじめに関する項目を盛り込んだ、教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを12月に実施し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- ・いじめ防止に関する校内研修を計画し，児童生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努め，いじめ防止に対して，専門的な方から学ぶ機会や，全国で起きている事例から学ぶ機会を通して教職員のいじめ防止に対する意識を高める。
- ・「学校いじめ基本方針」は，ホームページに掲載する。
- ・長期休業中の事前・事後指導を行い，休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態の対応フロー図】



<取組の年間計画>

		「いじめ・不登校対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	P	○「学校いじめ基本方針」の内容の確認	○学級開き，学年開き ○なかよしグループ発足 ○保健指導（心と体の成長）	○いじめ相談窓口の児童，保護者への周知 ○身体測定	○「学校いじめ基本方針」の学校HPへのアップロード
5月	D	○現職研修①「児童理解と学級づくり」	○なかよし掃除の本格的な開始	○生活アンケート	○運動会
6月	C	○「生活アンケート」より共通理解	○情報モラル指導（ネットモラル） ○教育講演会 ○教育相談	○Q-U検査① ○教育相談	
7月	A	○普段の生活の様子より共通理解			○保護者懇談会
8月	P	○中間評価→検証 ○Q-U検査講習会（児童・集団理解）	○全校出校日		
9月	D	○普段の生活の様子より共通理解	○福祉実践教室	○身体測定	○授業参観
10月	C	○現職研修②（ケーススタディ）	○教育相談	○生活アンケート ○教育相談	
11月	A	○「生活アンケート」より共通理解	○学習発表会	○Q-U検査②	
12月	A	○普段の生活の様子より共通理解	○人権週間（講話・全校道徳） ○赤い羽根募金活動		○保護者への学校評価アンケート
1月	P	○保護者の学校評価アンケートの分析	○保健指導（命の大切さ）	○身体測定 ○生活アンケート	○授業参観
2月	D	○「生活アンケート」より共通理解	○教育相談 ○ありがとう集会	○教育相談	
3月	C	○学校関係者評価の結果を検証し，「基本方針」の見直し ○Q-U結果検証			○学校関係者評価委員会で「自己評価」の評価を行う。
通年	Pへ	○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○集会における校長講話 ○道徳教育，体験活動の充実 ○分かる授業の充実 ○異年齢グループによる「もくもく掃除」「なかよし遊び」	○健康観察の実施 ○校内委員会 ○普段の児童の様子や会話，相談内容から児童の心の動きを捉えるように努める。	○あいさつ運動

※いじめが発生した場合の対応については，関係する職員で共通理解を図りながら，対応していく。

